

納税について

平成19年度分の最終納期です。納め忘れないかお確かめください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
軽自動車税		全期										

●2月は国民健康保険税の納期月です。納期内に納めましょう。

★納税は便利な口座振替をお勧めします！

詳しいことは税務課（☎22-3116）にお問い合わせください。

税務課

国民健康保険税の特別徴収が開始されます！

平成20年4月より下記に該当する年金受給者については、原則として国保税が年金からの天引きとなる『特別徴収』に変わります。

【特別徴収の対象者】以下の条件すべてに該当する世帯主(擬制世帯主を除く)の方

●年金受給額が年額18万円以上ある方

●世帯内の国保被保険者が、すべて65歳以上75歳未満の方

●介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金受給額の2分の1を超えない方

※特別徴収とならない方は、7月から納付書や口座振替で納めていただくことになります。

◆特別徴収される方は、年6回の年金定期支給月に、年金の受給額から国保税があらかじめ差し引かれますが、前年中の所得が確定する前後で徴収額が変わります。

仮徴収：4・6・8月

前年の所得が確定するまでは、仮算定された国保税（仮徴収額）を納めていただきます。

本徴収：10・12・2月

確定した所得をもとに一年間に支払うべき国保税額を算出します（国保年税額）。国保年税額から仮徴収額を差し引いた金額が納めていただく額になります。

建築確認・検査の手続きが変わりました！

構造計算書偽装事件の再発防止を目的とし「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法等の一部改正が行われ平成19年6月20日から施行されています。

●構造計算適合性判定制度の導入

高度な構造計算を行う建築物については、高知県知事による構造計算適合性判定が義務付けられました。

●審査期間の延長

構造計算適合性判定制度の導入に伴い、建築確認の審査期間が21日間から35日間（最大70日間）に延長されました。

●指針に基づく厳格な審査の実施

設計者のチェックが不十分な設計図書であっても審査段階で補正が認められてきましたが、法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、再申請や追加資料の提出を求めることとしました。

（工事中の計画変更も同様）

手続きに必要な期間を考慮し、余裕のあるスケジュールを設定してください。

●お問い合わせ先

県建築指導課 ☎088・823・9864

HP <http://www.pref.kochi.jp/~shidou-k/>

広告



コーヒーが香る
とっておきの時間。
過ごしてみては？

喫茶 すわん
四万十町金上野1381-1

